

令和1年(1月～12月)労働災害の発生状況

労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成  
( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

確定版

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種	令和1年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	403 (4)	100.0 ( 100.0 )	443 (2)	100.0 ( 100.0 )	-40 ( 2 )	-9.0 ( 100.0 )	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	195 (2)	48.4 ( 50.0 )	243 (2)	54.9 ( 100.0 )	-48 ( )	-19.8 ( )	
製 造 業	89	22.1 ( )	114	25.7 ( )	-25 ( )	-21.9 ( - )	
鉱 業		( )		( )	( )	- ( - )	
建 設 業	25 (1)	6.2 ( 25.0 )	38 (1)	8.6 ( 50.0 )	-13 ( )	-34.2 ( )	
運 輸 交 通 業	71	17.6 ( )	77 (1)	17.4 ( 50.0 )	-6 ( -1 )	-7.8 ( -100.0 )	
貨 物 取 扱 業	7	1.7 ( )	12	2.7 ( )	-5 ( )	-41.7 ( - )	
農 林 業	3 (1)	0.7 ( 25.0 )	2	0.5 ( )	1 ( 1 )	50.0 ( - )	
畜 産 ・ 水 産 業		( )		( )	( )	- ( - )	
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	208 (2)	51.6 ( 50.0 )	200	45.1 ( )	8 ( 2 )	4.0 ( - )	
商 業	卸 売 業	2	0.5 ( )	13	2.9 ( )	-11 ( )	-84.6 ( - )
	小 売 業	44	10.9 ( )	50	11.3 ( )	-6 ( )	-12.0 ( - )
	上 記 以 外 の 商 業	14	3.5 ( )	4	0.9 ( )	10 ( )	250.0 ( - )
	計	60	14.9 ( )	67	15.1 ( )	-7 ( )	-10.4 ( - )
通 信 業	3	0.7 ( )	5	1.1 ( )	-2 ( )	-40.0 ( - )	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	11	2.7 ( )	14	3.2 ( )	-3 ( )	-21.4 ( - )
	社 会 福 祉 施 設	57	14.1 ( )	38	8.6 ( )	19 ( )	50.0 ( - )
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業		( )	1	0.2 ( )	-1 ( )	-100.0 ( - )
	計	68	16.9 ( )	53	12.0 ( )	15 ( )	28.3 ( - )
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	9	2.2 ( )	13	2.9 ( )	-4 ( )	-30.8 ( - )
	ゴ ル フ 場		( )		( )	( )	- ( - )
	上 記 以 外 の 接 客 娯 楽 業	6	1.5 ( )	10	2.3 ( )	-4 ( )	-40.0 ( - )
	計	15	3.7 ( )	23	5.2 ( )	-8 ( )	-34.8 ( - )
清 掃 ・ と 畜 業	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	6	1.5 ( )	2	0.5 ( )	4 ( )	200.0 ( - )
	廃 棄 物 処 理 業	17	4.2 ( )	13	2.9 ( )	4 ( )	30.8 ( - )
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	4 (1)	1.0 ( 25.0 )	4	0.9 ( )	( 1 )	( - )
	計	27 (1)	6.7 ( 25.0 )	19	4.3 ( )	8 ( 1 )	42.1 ( - )
そ の 他 の 事 業	警 備 業	6	1.5 ( )	5	1.1 ( )	1 ( )	20.0 ( - )
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	25 (1)	6.2 ( 25.0 )	17	3.8 ( )	8 ( 1 )	47.1 ( - )
	計	31 (1)	7.7 ( 25.0 )	22	5.0 ( )	9 ( 1 )	40.9 ( - )
金 融 広 告 業	2	0.5 ( )	10	2.3 ( )	-8 ( )	-80.0 ( - )	
映 画 演 劇 業		( )		( )	( )	- ( - )	
教 育 研 究 業	2	0.5 ( )	1	0.2 ( )	1 ( )	100.0 ( - )	
官 公 署		( )		( )	( )	- ( - )	
( 陸 上 貨 物 運 送 業 )	68	16.9%	70 (1)	15.8%	50.0%	-2 ( -1 )	-2.9% ( -100.0%)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。